

議案第 5 1 号

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の改正について

令和 4 年 5 月 3 0 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 前橋市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 4
号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改め
る。

(前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年前橋
市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項前段中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改
める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の前橋市特別職の職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条並びに第 2 条の規定による改正後の前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、1 6 7 . 5 分の 1 0 を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。